

橋本商工会議所青年部キッチンカー事業に係る 「弁当販売事業者」募集要項

1. 事業の目的

本事業は、橋本商工会議所青年部（以下「青年部」）が創立40周年記念事業として、本年秋頃から創業支援を目的に創業する意思がある方へ貸し出すために購入したキッチンカーを、40周年事業でキッチンカーを使用するまでの期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で苦しむ飲食店の皆様を応援するために、飲食店のお弁当を預かり、青年部のキッチンカーにて販売するものである。

2. 参加資格

- (1) 橋本商工会議所の会員事業所
- (2) 3. 販売日時の日程にてお弁当を販売できる方
(お弁当を販売いただく日程については、3. 販売日時の中から青年部にて調整させていただきます。応募者多数の場合はローテーションにて販売いただくこととなりますのであらかじめご了承ください。)
- (3) お弁当を10食以上ご用意いただけること
- (4) 4. 注意事項をご理解の上、遵守できる方

3. 販売日時

盆明け～10月までの毎週月曜日（祝日除く）に販売を予定しています。

販売日時 8月：17日、24日、31日

9月：7日、14日、28日

10月：5日、12日、19日、26日

弁当は当日10時30分までに橋本商工会議所まで、お持ちください。

4. 注意事項

- (1) ご用意いただいたお弁当は青年部が完売できるよう、誠意を持って努力いたしますが、売れ残る可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 弁当が売れ残った場合の処分方法は青年部の指示に従ってください。（取りに来ていただくか、青年部にて処分するかのどちらかになると考えられます。※青年部にて処分する場合は料金が発生する

場合があります。)

- (3) 弁当には食品表示ラベルを貼っていただく必要があります。右図に例を示しておりますので、各自で貼り付けをお願いします。詳細については、橋本保健所 (TEL : 0736-42-3210) へお問い合わせください。

(例)	
名称	カレーライス 500円 (税込)
原材料名	御飯 (国産)、カレールー、牛肉、玉ねぎ、にんじん、じゃがいも (一部に牛、大豆、小麦を含む)
内容量	1人前
消費期限	2020年8月5日
保存方法	10°C以下で保存してください。
製造者	青年部食堂 橋本市市脇1丁目3番18号

- (4) 異物混入等、弁当販売事業者の責に帰す食中毒等の事故が発生した場合は、青年部は責任を負いません。
- (5) 売上は、青年部事務局にて保管しますので、事務局からお渡しいたします。売上のお渡しについては、橋本商工会館4階にて行います。
- (6) お弁当の値段は事業者様ご自身で設定いただいて構いませんが、税込100円単位での価格設定としてください。
- (7) 青年部キッチンカーにて弁当販売する際に弁当のメニューを作り、SNS やチラシで事前に周知を行います。その際に弁当の写真が必要になりますので、弁当の写真を撮っていただき事務局までお送りください。

5. お問い合わせ・申込方法

申し込みは、別紙申込書にて、令和2年8月7日 (金) までに下記事務局へご提出ください。

橋本商工会議所青年部事務局

〒648-0073 和歌山県橋本市市脇1丁目3番18号

電話：0736-32-0004 FAX：0736-33-3326

Mail : yeg@hashimoto-cci.or.jp

別紙

年 月 日

橋本商工会議所青年部事務局 行
FAX : 0 7 3 6 - 3 3 - 3 3 2 6

橋本商工会議所青年部キッチンカー事業に係る弁当販売事業者申込書

橋本商工会議所青年部キッチンカー事業に係る弁当販売について、弁当を販売
したいので、下記必要事項を記入の上、申し込みます。

店舗住所	〒	
店名		
代表者名		
電話番号	()	
FAX	()	
メールアドレス		
販売するお弁当の名称		
販売する弁当の内容 (おかず等決まっていれば書いてください)		
用意できるお弁当の数	食	